

第45回世話人の集まり 議事録

日時：平成24年12月10日（月）10時～11時半

会場：さわやかホール

参加者：佐々安子、横田梢、西田敬子、浪川順子（春日ハウス2）、瓦林八重子、宮村吟子（栄ハウス）、鷺尾ヨリ子、倉持るみ子、釜形保子（春日ハウス）、椎名房江、糸久喜美子（小川町ハウス）、門倉いと子、柏櫓幸子（ひまわりハウス）、鶴田喜美江（さざんか）
沢野文子（サンシャイン）、菅谷文子、瀬崎都美、渡辺博、深石正子、伊藤史絵、根岸一代（菜の花ハイツ）、斎藤由起子、佐久間友香（ヒバリの介護）宮内文子（にじの家）、高木範子、加瀬利枝、遠藤洋子、鏑木文子（あおぞらハウス）、神津登茂子（東足洗）、鈴木真子（西足洗）

（順不同・敬称略）

1、開会

2、講演 「障害者虐待防止法について」

講師 いんば中核地域生活支援センターすけっと コーディネーター
千葉県障害者虐待防止アドバイザー 小倉亜津子 氏

○虐待、差別とは何か

虐待：世話する側が世話される側を（立場の強い人が立場の弱い人を）痛めつけること

虐待は権利侵害の一つであり、生命・安全を脅かす悪質な行為

差別：本来＜対等＞であるべきなのに障害を理由に不合理、不適切な取り扱い

例)・障害があるために、目立つ服装をさせる

・障害を理由に会社を辞めさせられる

・職場で出世するために TOEIC を受けること義務付ける など

○誰もが持っている権利

個人の尊重、社会権、自由権、平等権、参政権

普段から誰もが当たり前保障されている権利、障害のある人が全て保障されているのだろうか。

例)・施設に入所している人が結婚したいと主張したら・・・

・知的や視覚、聴覚に障害があり、情報を理解するのも困難だとしたら・・・

○障害のある人の権利擁護

- ・「障害者の権利に関する条約」（平成18年12月国連総会採択）
- ・地域で自立した生活を営む基本的権利（「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」）

民主党政権になってすぐに、来年に現在の自立支援法が変わるため、当事者や支援者の意見を聞こうという動きで、55人委員会を立ち上げた。委員の中には障害をお持ちの方も参加されており、当事者や支援者の意見が提言として実現された。

○権利擁護の意味

自己決定権の尊重という理念のもとに、本人の法的諸権利につき、本人の意思あるいは意向に即して、過不足なく本人の支援をすること。

しかし、自己決定を尊重するといっても、本人の言うことを全て聞くことを尊重とするのではなく、本人にとって何が必要なのか、背景を捉えたうえで判断して頂きたい。

支援者の都合の良い方向になるよう選択を促すことがよくあると思うが、当事者の想いを叶えるためにどうしたらいいかという視点を持って頂きたい。

○支援者のもつ二面性（権利侵害者となりうる危険性）

支援者は権利擁護者としての役割を求められる反面、権利を侵害してしまうような側面もあり、自覚を持って支援していかなければならない。

例) 服薬ができていなかった当事者に対して、受診の結果入院となったのだが、入院の必要性を本人が納得いくまで説明できなかった。

○障害者虐待防止法

[成立の流れ]

障害者のための虐待防止法は2005年から動きがあったが、政局の変化に伴い先延ばしにされ、2011年の管政権でやっと成立に至っている。

[特徴]

全国民に対して、早期発見、通報の義務が課せられている。各市町村に設置されている虐待防止センターに、虐待を発見した場合は通報しなければならない。虐待の起こる場所によって対応する側も違う。学校、病院、保育所は管理者に予防・改善義務が課せられている。

市町村→家庭内虐待

都道府県→施設内虐待（相談機関も含める）

労働局→職場内虐待

○クイズでわかりやすく

Q 虐待防止法の施行後、高齢者虐待・児童虐待の件数はともに減少傾向にある。

→× 防止法が施行後、勉強会、新聞やテレビなどのメディア周知がはかられ、増加傾向にある。

Q 虐待の対応は虐待されている人を保護し、虐待した人を刑事処分する事を目的としている。

→× 権利を守られた生活をする事を目的としている。ケースにもよるが、虐待の背景の課題を訂正していく。

Q 通報が誤認だった場合、通報者に損害回復および賠償義務が生じる場合がある。

→× そんなことはなく、恐れがある場合は積極的に通報してほしい。通報した方の情報を明かすことはない。通報した方が一般の市民の場合、概略までは情報提供を受けることができる。

Q 障害虐待対応のためとはいえ、利用者・患者・その家族の個人情報を同意なしに提供する事は守秘義務違反にあたる。

→× 守秘義務違反には範囲があり、本人の権利、命を守るための理由があるとすれば認められる。

○障害者虐待の事件

・水戸「アカス」事件・・・寮内に暮らしていた知的障害者に暴行、強制わいせつ、食事を与えないなどの虐待をしていた。告訴されたが、当事者の家族が所長を庇った。

・サングループ事件・・・施設にて知的障害者に拘束、暴行による虐待。当事者が県、労働局に手紙で虐待のことを訴えていたが、県と労働局はそれを無視していた。

・白河育成園・・・福島県にある施設だが、27人の方は東京の出身。暴力、支援者の都合で睡眠薬を服用させるなどの虐待をしていた。

・3丁目食堂事件・・・食堂で雇っていた障害者に対して、20年間入浴や食事を満足にさせないまま、給料も払わず働かせていた。

○虐待の種類

身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待・ネグレクト

○虐待への対応（通報した後の流れ）

家庭内での虐待

1. 市町村、虐待防止センターに通報する

虐待防止センター：各地域で名称が変わっている場合もある。匝瑳市は聖マーガレットホームという相談支援事業所が委託を受けており、旭市、銚子市は市が直接取り組んでいる。市町村には、通報があったが放置した場合、不作為による責任というのがあり、損害賠償

が課せられる場合もある。

2. 対応の方針の協議、事実確認

市の中の幹部などから形成されるコアメンバーで虐待かどうか見極める。権限を持った職員が事実確認をする。

3. 初回個別ケース会議

虐待の流れ、見つかった場合、虐待と判断されれば、ケース会議にて相談支援事業者なども関わりながら、どうしたら虐待がなくなるかを考えていく。

4. 権限行使

介入するのが難しいケースは警察の立ち合いのもとに立ち入り調査を行うことが多い。自宅にいられないと判断されると、やむをえない措置といった市町村長の権限で、施設などの一時保護先に措置ができることになっている。施設に入所する場合、被虐待者の判断能力がない場合や養護者からの邪魔が入ることもあるので、市町村長による成年後見開始審判の申立をすることもある。養護者にある課題を考慮し、必要な支援やサービスに繋げることも考えられる。

5. 終結

施設に入所されて安定する、また家庭内での課題が解決され、虐待が行われない安定した状況になれば終結となる。

施設内虐待

[障害者福祉施設従事者による虐待]

1. 市町村、虐待防止センターに通報する

市町村に通報があれば、対応方針の協議の後、事実確認となる。訪問調査をして虐待と認められれば、個別ケース会議を経て、都道府県に報告となる。

2. 都道府県が対応

監督権限等の適切な行使。都道府県からも事業所に対して、立ち入り調査が入り、場合によっては社会福祉法人の取り消し、業務停止、軽いところで改善命令となる。県の職員が遠くからやってきて、いきなり必要な調査をするのは難しいため、市町村や地域の相談事業所などの手伝いが入る。

職場内虐待

1. 市町村、虐待防止センターに通報する

市町村に通報があれば、対応方針の協議の後、事実確認となる。訪問調査をして虐待と認められれば、個別ケース会議を経て、都道府県に報告となる。

2. 市町村は都道府県に通知、都道府県は労働局に報告

都道府県労働局からの監督権限等の適切な行使。

○被虐待者の特徴

虐待を受けてしまう方の特徴としては、判断能力が弱く、自分が虐待を受けていることを理解出来ない、訴えられないことが多い。虐待を受けることによって、自尊心が傷つけられ、フラッシュバックとして将来的にも影響を受け続けてしまうこともあるため、早期発見が大切。

○施設内虐待

要因・主観の過信

- ・知識がない、人権意識がない
- ・組織的容認・・・職員が利用者に対して少し強い言動で接してしまう、少し手が出てしまっても組織として容認してしまう。
- ・自浄機能の欠落・・・自分たちの支援を見直すことができない。

○身体拘束のガイドライン

行動制限・身体拘束は、本人の人権に配慮した一定の手続きとルールの中で容認する

- ① 切迫性・・・それをやらないとその人自身が死んでしまう、他人が大怪我をする。
- ② 非代替性・・・それをやらないと防ぐことができない。
- ③ 一時性・・・必要がなくなれば行動制限・身体拘束をやめる。

支援に疑問があれば、職員の間で話し合うこともいいが、市町村や虐待防止センターに相談するのもいいかと思われる。

○不適切なケアは逃げ場にならない、どこでも虐待は生まれる

虐待がないというところではなく、常に虐待が起きるかもしれないという意識を持って、虐待がエスカレートしないように心掛けて頂きたい。自分一人で解決しようとせず、職場内で話し合っ決めていいかと思われる。また、施設同士で気軽に話し合いができる機会を設けることで、施設内の風通しの良さをはかっていくことが大切。

以上